

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用許可申請書

申請年月日 年 月 日

国分寺市長 殿

以下のとおり、施設及び附属設備等の使用を申請します。使用に当たっては、条例及び規則の規定並びに注意事項を遵守します。

申請者	団体名 (主催者) ※個人での使用の場合は記入不要						
	住所・所在地						
	氏名		電話 ( )				
現場責任者	住所						
	氏名		電話 ( )				
使用者区分	<input type="checkbox"/> 市民 (市内在住者: 人 それ以外: 人) <input type="checkbox"/> 一般				使用人数 人		
使用年月日	年 月 日 ( 曜日) (連続使用の場合の開始日: 年 月 日)						
使用施設及び使用区分 ※使用する施設の区分に○	イベント広場	区画 A	午前	午後 1	午後 2	午後 3	全日
		区画 B					
		区画 C					
		区画 D					
	オープンスペース						
休日における午前 8 時からの使用 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない							
使用目的							
車両の使用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり						
使用附属設備等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (□テント: 張 □養生用マット: 枚 □使用電源: 合計 kw )						
持込器具	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり						
市事業	<input type="checkbox"/> 主催 <input type="checkbox"/> 共催		営業行為・販売等		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ( )		

## 備考

- 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
- 車両を使用する場合には、車両の使用に関する計画書を提出してください。
- 器具を持ち込む場合には、器具の持込みに関する計画書を提出してください。

様式第2号（第4条関係）

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用許可通知書

年 月 日

申請者

国分寺市長

印

年 月 日付けで申請のあった施設及び附属設備等の使用を許可しましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第4条の規定に基づき通知します。使用に当たっては、条例及び規則の規定並びに下記条件を遵守してください。

## 〔使用条件〕

施設使用料			午前		午後1		午後2		午後3		全日		営業等 加算	計	
			平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝			
イ ベ ン ト 広 場	区画 A	市民													
		一般													
	区画 B	市民													
		一般													
	区画 C	市民													
		一般													
	区画 D	市民													
		一般													
												小計①			
全区画使用の該当 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (①×0.9)												小計②			
施設使用料			午前		午後1		午後2		午後3		全日		営業等 加算	計	
			平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝			
オープン スペース	市民														
	一般														
												小計③			
附属設備等使用料			午前		午後1		午後2		午後3		全日		計		
テント			帳×50		帳×50		帳×50		帳×50		帳×50				
養生マット			枚×100		枚×100		枚×100		枚×100		枚×100				
持込器具使用電源			Kw×100		Kw×100		Kw×100		Kw×100		Kw×100				
												小計④			

使用料合計額 (②+③+④)		円
使用料の減免	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 100分の50減額 <input type="checkbox"/> 免除	
納入金額		円

年 月 日

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用不許可通知書

申請者

国分寺市長

印

年 月 日付けの使用許可申請については、以下の理由により許可しないこととしましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第4条の規定に基づき通知します。

## 許可しない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

様式第4号（第5条関係）

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消申請書

申請年月日 年 月 日

国分寺市長 殿

以下の施設及び附属設備等の使用の（ 変更 ・ 取消し ）を申請します。

申請者	団体名（主催者）							
	住所・所在地							
現場責任者	氏名							
	電話（ ）							
現場責任者	住所							
	氏名							
現場責任者	電話（ ）							
	使用年月日	年 月 日（ 曜日）						
変更前・取消し	連続使用の場合の使用期間：	年 月 日～		年 月 日				
	使用施設及び使用区分 ※使用する施設の区分に○	イベント広場	区画A	午前	午後1	午後2	午後3	全日
			区画B					
			区画C					
			区画D					
			オープンスペース					
	休日における午前8時からの使用 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり							
	使用目的						使用人数	人
	使用附属設備等							
	持込器具	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ ）						
市事業	<input type="checkbox"/> 主催 <input type="checkbox"/> 共催	営業行為・販売等		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ ）				
変更後	使用年月日	年 月 日（ 曜日）						
	連続使用の場合の使用期間：	年 月 日～		年 月 日				
	使用施設及び使用区分 ※使用する施設の区分に○	イベント広場	区画A	午前	午後1	午後2	午後3	全日
			区画B					
			区画C					
			区画D					
			オープンスペース					
	休日における午前8時からの使用 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり							
	使用目的						使用人数	人
	使用附属設備等							
持込器具	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ ）							
市事業	<input type="checkbox"/> 主催 <input type="checkbox"/> 共催	営業行為・販売等		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ ）				
変更・取消しの理由								

申請 No. :

様式第 5 号 (第 5 条関係)

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消許可通知書

年 月 日

申請者

国分寺市長

印

年 月 日付で申請のあった施設及び附属設備等の使用の ( 変更 ・ 取消し ) を許可しましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第 5 条第 3 項の規定に基づき通知します。

(円)

		使用料	減免申請額	減免後使用料	納入済額	未納額 (※1)
A. 使用の承認を受けた施設等						㊦
B. Aのうち使用の変更・取消しとなる施設等	変更・取消し前				㊧	㊩
	変更・取消し後	㊨	㊪	/	/	/

※1 上記未納額 (㊦-㊩) \_\_\_\_\_円については、別途お支払いが必要です。

納入金額 (㊨-㊪-㊧) (※2)	(マイナスの場合は0円) 円
返還予定金額{㊧- (㊨-㊪)} × _____% (返還率) (※2) (使用日の _____日前取消し申請)	(マイナスの場合は0円) 円

※2 変更申請に伴う減免申請が不承認となった場合は、不足分を後日お支払いいただく、又は返還予定金額が変更となる場合があります。

年 月 日

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消不許可通知書

申請者

国分寺市長

印

年 月 日付けの使用変更・取消許可申請については、以下の理由により許可しないこととしましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第5条第3項の規定に基づき通知します。

許可しない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

申請 No. :

様式第7号 (第8条関係)

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用料減免申請書

年 月 日

国分寺市長殿

申請者住所

氏名

以下の使用について、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第8条第2項の規定に基づき使用料の（ 免除 ・ 50%減額 ）を申請します。

### 1 使用年月日等

年 月 日（ 午前 午後1 午後2 午後3 全日 ）から

年 月 日（ 午前 午後1 午後2 午後3 全日 ）まで

### 2 減免申請事由

- 第1号 市が主催し、又は共催する事業
- 第2号 国分寺市立学校設置条例に規定する学校が主催する事業
- 第3号 学校教育法第1条に規定する学校のうち市内に所在するもの（前号に規定する学校を除く。）が主催する事業
- 第4号 障害者、障害者を扶養する者又はこれらの者が構成する団体が主催する事業
- 第5号 その他市長が特に認める事業

（ ）

申請 No. :

様式第 8 号(第 8 条関係)

年 月 日

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用料減免承認書

申請者

国分寺市長

印

以下の使用について、使用料の減免を承認しましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第 8 条第 3 項の規定に基づき通知します。

1 使用年月日等

年 月 日 午前・午後 1・午後 2・午後 3・全日から  
年 月 日 午前・午後 1・午後 2・午後 3・全日まで

2 減免事由

- 第 1 号 市が主催し、又は共催する事業
- 第 2 号 国分寺市立学校設置条例に規定する学校が主催する事業
- 第 3 号 学校教育法第 1 条に規定する学校のうち市内に所在するもの（前号に規定する学校を除く。）が主催する事業
- 第 4 号 障害者、障害者を扶養する者又はこれらの者で構成する団体が主催する事業
- 第 5 号 その他市長が特に認める事業

( )

3 免除又は減額の割合

4 減免した使用料の金額

\_\_\_\_\_ 円



年 月 日

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用料減免不承認書

申請者

国分寺市長

印

以下の使用について、使用料の減免を承認しないこととしましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第8条第3項の規定に基づき通知します。

## 1 使用年月日等

年 月 日（ 午前 午後1 午後2 午後3 全日 ）から

年 月 日（ 午前 午後1 午後2 午後3 全日 ）まで

## 2 承認しない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

申請 No. :

様式第10号 (第10条関係)

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消通知書

年 月 日

申請者

国分寺市長

印

以下のとおり 年 月 日付け使用許可の（ 使用条件の変更 ・ 取消し ）をしましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第10条の規定に基づき通知します。

現場責任者		住所 氏名						電話 ( )						
変更前 ・ 取消し	使用年月日	年 月 日 ( 曜日) 連続使用の場合の使用期間: 年 月 日 ~ 年 月 日												
	使用施設及び使用区分 ※使用する施設の区分に○	イベント広場	区画A	午前	午後1	午後2	午後3	全日						
			区画B											
			区画C											
			区画D											
		オープンスペース												
	休日における午前8時からの使用 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり													
	使用目的							使用人数	人					
	使用附属設備等													
	持込器具	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ( )												
市事業	<input type="checkbox"/> 主催	<input type="checkbox"/> 共催	営業行為・販売等			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり ( )							
変更後	使用年月日	年 月 日 ( 曜日) 連続使用の場合の使用期間: 年 月 日 ~ 年 月 日												
	使用施設及び使用区分 ※使用する施設の区分に○	イベント広場	区画A	午前	午後1	午後2	午後3	全日						
			区画B											
			区画C											
			区画D											
		オープンスペース												
	休日における午前8時からの使用 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり													
	使用目的							使用人数	人					
	使用附属設備等													
	持込器具	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ( )												
市事業	<input type="checkbox"/> 主催	<input type="checkbox"/> 共催	営業行為・販売等			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり ( )							
変更・取消しの理由														

		使用料	減免申請額	減免後使用料	納入済額	未納額(※1)
A. 使用の承認を受けた施設等						㊦
B. Aのうち使用の変更・取消しとなる施設等	変更・取消し前				①	④
	変更・取消し後	②	③	/	/	/

※1 上記未納額(㊦-④) \_\_\_\_\_円については別途お支払いが必要です。

納入金額(②-③-①)	(マイナスの場合は0円) 円
返還予定金額{①-(②-③)}× _____% (返還率)	(マイナスの場合は0円) 円

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

申請 No. :

様式第11号 (第11条関係)

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用時間延長申請書

申請年月日 年 月 日

国分寺市長 殿

以下のとおり、使用時間の延長を申請します。

申請者	団体名 住所・所在地 氏名
現場責任者	住所 氏名 電話 ( )
使用年月日	年 月 日 ( 曜日)
使用施設	<input type="checkbox"/> イベント広場 (区画A・区画B・区画C・区画D) <input type="checkbox"/> オープンスペース
使用附属設備等	
許可済の使用区分	午前 ・ 午後1 ・ 午後2 ・ 午後3 ・ 全日
延長する 使用時間	時 分 ~ 時 分
延長する理由	
備考	

申請 No. :

様式第12号 (第11条関係)

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用時間延長許可通知書

年 月 日

申請者

国分寺市長

印

年 月 日付で申請のあった施設及び附属設備等の使用時間の延長を許可しましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第11条第4項の規定に基づき通知します。

超過	施設	時間	円
使用料	附属設備等	時間	円
合計			円

年 月 日

## 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用時間延長不許可通知書

申請者

国分寺市長 印

年 月 日付けの使用時間延長許可申請については、以下の理由により許可しないこととしましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第11条第4項の規定に基づき通知します。

許可しない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。